

佐賀県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

佐賀県教育委員会規則第 7 号

佐賀県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則
佐賀県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和 2 年佐賀県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（非常勤講師の通勤に係る費用弁償） 第 3 条 略 2 前項の第 1 号会計年度任用職員に支給する通勤に係る費用弁償の額は、次の各号に掲げる第 1 号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を 1 日当たりの費用弁償の額とし、その額に現に勤務した日数を乗じて得た額とする。 (1) 前項第 1 号に掲げる第 1 号会計年度任用職員 運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出した実費額（当該額が<u>2,619円</u>を超えるときは、<u>2,619円</u>）。ただし、通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）を使用する者については、当該定期券の価額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額を 21 で除して得た額（当該額が<u>2,619円</u>を超えるときは、<u>2,619円</u>） (2) 前項第 2 号に掲げる第 1 号会計年度任用職員 その使用する自転車等の種類及びその使用距離を考慮して、<u>1,828円</u>の範囲内において教育長が定める額 (3) 前項第 3 号に掲げる第 1 号会計年度任用職員 交通機関等	（非常勤講師の通勤に係る費用弁償） 第 3 条 略 2 前項の第 1 号会計年度任用職員に支給する通勤に係る費用弁償の額は、次の各号に掲げる第 1 号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を 1 日当たりの費用弁償の額とし、その額に現に勤務した日数を乗じて得た額とする。 (1) 前項第 1 号に掲げる第 1 号会計年度任用職員 運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出した実費額（当該額が<u>3,809円</u>を超えるときは、<u>3,809円</u>）。ただし、通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）を使用する者については、当該定期券の価額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額を 21 で除して得た額（当該額が<u>3,809円</u>を超えるときは、<u>3,809円</u>） (2) 前項第 2 号に掲げる第 1 号会計年度任用職員 その使用する自転車等の種類及びその使用距離を考慮して、<u>1,919円</u>の範囲内において教育長が定める額 (3) 前項第 3 号に掲げる第 1 号会計年度任用職員 交通機関等

改正前	改正後
を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して教育長が定める区分に応じ、前2号に定める額を合算した額（当該額が<u>2,619円</u>を超えるときは、<u>2,619円</u>）、第1号に定める額又は前号に定める額	を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して教育長が定める区分に応じ、前2号に定める額を合算した額（当該額が<u>3,809円</u>を超えるときは、<u>3,809円</u>）、第1号に定める額又は前号に定める額 <u>3 第1項第1号又は第3号に掲げる第1号会計年度任用職員であつて、育児、介護等のやむを得ない事情により交通機関等による通勤を必要とするものについては、前項第1号及び第3号中「3,809円」とあるのは「7,142円」とする。</u>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。